

## ●各種「契約締結前交付書面」ならびに「約款・規定集」の新旧対照表

《目 次》

### 1. 「契約締結前交付書面」

(1) 「契約締結前交付書面 (A)」の変更	1
(2) 「契約締結前交付書面 (B)」の変更	5
(3) 「契約締結前交付書面 (C)」の変更	7
(4) 「目論見書補完書面 (投資信託)」の変更	11

### 2. 「約款・規定集」

(1) 「外国証券取引口座約款」の変更	13
(2) 「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」の変更	13
(3) 「最良執行方針」の変更	18

# 1. 「契約締結前交付書面」

## (1) 「契約締結前交付書面 (A)」の変更

### ① 「上場有価証券等書面」

(下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)			旧 (変更前)		
別紙2 上場有価証券等売買手数料一覧			別紙2 上場有価証券等売買手数料一覧		
1. 国内上場株式等 (転換社債型新株予約権付社債を除く)			1. 国内上場株式等 (転換社債型新株予約権付社債を除く)		
(1) 当社店舗 (水戸ネットを除く) でのお取引			(1) 当社店舗 (水戸ネットを除く) でのお取引		
① 手数料率 (税込)			① 手数料率 (税込)		
a. 当社営業員経由で売買する場合			a. 当社営業員経由で売買する場合		
約定金額	手数料率	割引	約定金額	手数料率	割引
100万円以下	約定金額× <u>1.2650%</u>	割引率 最大 15%	100万円以下	約定金額× <u>1.2420%</u>	割引率 最大 15%
100万円超 300万円以下	約定金額× <u>0.9350%</u> +3,300円		100万円超 300万円以下	約定金額× <u>0.9180%</u> +3,240円	
300万円超 500万円以下	約定金額× <u>0.8800%</u> +4,950円		300万円超 500万円以下	約定金額× <u>0.8640%</u> +4,860円	
500万円超 1,000万円以下	約定金額× <u>0.6600%</u> +15,950円		500万円超 1,000万円以下	約定金額× <u>0.6480%</u> +15,660円	
1,000万円超 3,000万円以下	約定金額× <u>0.5500%</u> +26,950円		1,000万円超 3,000万円以下	約定金額× <u>0.5400%</u> +26,460円	
3,000万円超 5,000万円以下	約定金額× <u>0.3300%</u> +92,950円		3,000万円超 5,000万円以下	約定金額× <u>0.3240%</u> +91,260円	
5,000万円超	<u>257,950円</u>		5,000万円超	<u>253,260円</u>	
・最低手数料は <u>2,750円</u> です。(割引率最大15%)			・最低手数料は <u>2,700円</u> です。(割引率最大15%)		
b. マルチコール (専用フリーダイヤル経由) で売買する場合			b. 専用フリーダイヤル経由で売買する場合		
約定金額	手数料率	割引	約定金額	手数料率	割引
100万円以下	約定金額× <u>1.0120%</u>	割引率 最大 15%	100万円以下	約定金額× <u>0.9936%</u>	割引率 最大 15%
100万円超 300万円以下	約定金額× <u>0.7480%</u> +2,640円		100万円超 300万円以下	約定金額× <u>0.7344%</u> +2,592円	
300万円超 500万円以下	約定金額× <u>0.7040%</u> +3,960円		300万円超 500万円以下	約定金額× <u>0.6912%</u> +3,888円	
500万円超 1,000万円以下	約定金額× <u>0.5280%</u> +12,760円		500万円超 1,000万円以下	約定金額× <u>0.5184%</u> +12,528円	
1,000万円超 3,000万円以下	約定金額× <u>0.4400%</u> +21,560円		1,000万円超 3,000万円以下	約定金額× <u>0.4320%</u> +21,168円	
3,000万円超 5,000万円以下	約定金額× <u>0.2640%</u> +74,360円		3,000万円超 5,000万円以下	約定金額× <u>0.2592%</u> +73,008円	
5,000万円超	<u>206,360円</u>		5,000万円超	<u>202,608円</u>	
・最低手数料は <u>2,200円</u> です。(割引率最大15%)			・最低手数料は <u>2,160円</u> です。(割引率最大15%)		
※マルチコール (専用フリーダイヤル経由) (0120-310-273) のご利用は、当社の定める支店でお取引されている個人のお客さまに限らせていただきます。また、信用			※専用フリーダイヤル (0120-310-273) のご利用は、当社の定める支店でお取引されている個人のお客さまに限らせていただきます。また、信用取引口座、発行日取引		

新 (変更後)	旧 (変更前)																																				
<p>取引口座、発行日取引口座、先物・オプション取引口座をご開設されているお客さまは、<u>マルチコール (専用フリーダイヤル経由)</u> でのご注文をお受けいたしません。  <b>※マルチコール (専用フリーダイヤル経由)</b> をご利用の場合、カスタマーセンターがご注文をお受けいたします。</p>	<p>口座、先物・オプション取引口座をご開設されているお客さまは、<u>専用フリーダイヤル</u> でのご注文をお受けいたしません。  <b>※専用フリーダイヤル</b> をご利用の場合、カスタマーセンターがご注文をお受けいたします。</p>																																				
<p>c. <u>マルチネット (オンライントレード経由)</u> で売買する場合</p>	<p>c. <u>インターネット経由</u> で売買する場合</p>																																				
<table border="1" data-bbox="241 399 1137 759"> <thead> <tr> <th>約定金額</th> <th>手数料率</th> <th>割引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 万円以下</td> <td>約定金額×0.7590%</td> <td rowspan="8">割引率 最大 15%</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 300 万円以下</td> <td>約定金額×0.5610%+1,980 円</td> </tr> <tr> <td>300 万円超 500 万円以下</td> <td>約定金額×0.5280%+2,970 円</td> </tr> <tr> <td>500 万円超 1,000 万円以下</td> <td>約定金額×0.3960%+9,570 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円超 3,000 万円以下</td> <td>約定金額×0.3300%+16,170 円</td> </tr> <tr> <td>3,000 万円超 5,000 万円以下</td> <td>約定金額×0.1980%+55,770 円</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円超</td> <td>154,770 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・最低手数料は <u>1,650 円</u> です。(割引率最大 15%)</p>	約定金額	手数料率	割引	100 万円以下	約定金額×0.7590%	割引率 最大 15%	100 万円超 300 万円以下	約定金額×0.5610%+1,980 円	300 万円超 500 万円以下	約定金額×0.5280%+2,970 円	500 万円超 1,000 万円以下	約定金額×0.3960%+9,570 円	1,000 万円超 3,000 万円以下	約定金額×0.3300%+16,170 円	3,000 万円超 5,000 万円以下	約定金額×0.1980%+55,770 円	5,000 万円超	154,770 円	<table border="1" data-bbox="1205 399 2101 759"> <thead> <tr> <th>約定金額</th> <th>手数料率</th> <th>割引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 万円以下</td> <td>約定金額×0.7452%</td> <td rowspan="8">割引率 最大 15%</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 300 万円以下</td> <td>約定金額×0.5508%+1,944 円</td> </tr> <tr> <td>300 万円超 500 万円以下</td> <td>約定金額×0.5184%+2,916 円</td> </tr> <tr> <td>500 万円超 1,000 万円以下</td> <td>約定金額×0.3888%+9,396 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円超 3,000 万円以下</td> <td>約定金額×0.3240%+15,876 円</td> </tr> <tr> <td>3,000 万円超 5,000 万円以下</td> <td>約定金額×0.1944%+54,756 円</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円超</td> <td>151,956 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・最低手数料は <u>1,620 円</u> です。(割引率最大 15%)</p>	約定金額	手数料率	割引	100 万円以下	約定金額×0.7452%	割引率 最大 15%	100 万円超 300 万円以下	約定金額×0.5508%+1,944 円	300 万円超 500 万円以下	約定金額×0.5184%+2,916 円	500 万円超 1,000 万円以下	約定金額×0.3888%+9,396 円	1,000 万円超 3,000 万円以下	約定金額×0.3240%+15,876 円	3,000 万円超 5,000 万円以下	約定金額×0.1944%+54,756 円	5,000 万円超	151,956 円
約定金額	手数料率	割引																																			
100 万円以下	約定金額×0.7590%	割引率 最大 15%																																			
100 万円超 300 万円以下	約定金額×0.5610%+1,980 円																																				
300 万円超 500 万円以下	約定金額×0.5280%+2,970 円																																				
500 万円超 1,000 万円以下	約定金額×0.3960%+9,570 円																																				
1,000 万円超 3,000 万円以下	約定金額×0.3300%+16,170 円																																				
3,000 万円超 5,000 万円以下	約定金額×0.1980%+55,770 円																																				
5,000 万円超	154,770 円																																				
約定金額	手数料率		割引																																		
100 万円以下	約定金額×0.7452%	割引率 最大 15%																																			
100 万円超 300 万円以下	約定金額×0.5508%+1,944 円																																				
300 万円超 500 万円以下	約定金額×0.5184%+2,916 円																																				
500 万円超 1,000 万円以下	約定金額×0.3888%+9,396 円																																				
1,000 万円超 3,000 万円以下	約定金額×0.3240%+15,876 円																																				
3,000 万円超 5,000 万円以下	約定金額×0.1944%+54,756 円																																				
5,000 万円超	151,956 円																																				
<p>※<u>マルチネット (オンライントレード経由)</u> の売買は、当社の定める支店でお取引されている個人のお客さまに限らせていただきます。また、信用取引口座、発行日取引口座、先物・オプション取引口座をご開設されているお客さまは、ご利用できません。  <b>※マルチネット (オンライントレード経由)</b> の売買については、マルチチャネルサービスご利用のお申込みが必要となります。</p>	<p>※<u>インターネット経由</u> の売買は、当社の定める支店でお取引されている個人のお客さまに限らせていただきます。また、信用取引口座、発行日取引口座、先物・オプション取引口座をご開設されているお客さまは、ご利用できません。  <b>※インターネット経由</b> の売買については、マルチチャネルサービスご利用のお申込みが必要となります。</p>																																				
<p>②ベースポイントによる手数料算出  前項①による手数料算出のほか、ベースポイント (手数料上限金額を含む) による手数料算出の選択が可能です。このベースポイントの選択は、お客さまと当社と協議のうえ決定いたします。  なお、ベースポイントによる手数料算出を選択された場合、<u>マルチコール (専用フリーダイヤル経由)</u> でのご注文、および <u>マルチネット (オンライントレード経由)</u> のご注文はお受けいたしません。</p>	<p>②ベースポイントによる手数料算出  前項①による手数料算出のほか、ベースポイント (手数料上限金額を含む) による手数料算出の選択が可能です。このベースポイントの選択は、お客さまと当社と協議のうえ決定いたします。  なお、ベースポイントによる手数料算出を選択された場合、<u>専用フリーダイヤル</u> でのご注文、および <u>インターネット経由</u> のご注文はお受けいたしません。</p>																																				

新 (変更後)	旧 (変更前)																																																				
<p>(2) 水戸ネットでのお取引</p> <p>○手数料率 (税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">約定金額</th> <th style="text-align: center;">手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 万円以下</td> <td>一律 <u>440 円</u></td> </tr> <tr> <td>50 万円超 500 万円以下</td> <td>約定金額×<u>0.0880%</u></td> </tr> <tr> <td>500 万円超</td> <td>一律 <u>4,400 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割引率の適用はありません。</li> <li>・最低手数料は <u>440 円</u> です。</li> <li>・精算金額が <u>440 円</u> に満たない売却注文については、不足金額をお支払いいただきます。</li> </ul> <p>※パソコンの故障等によりインターネット経由での売買ができない場合、電話でご注文をお受けします。なお、この場合の売買手数料は、前述 (1) ① b 「<u>マルチコール (専用フリーダイヤル経由) で売買する場合</u>」に記載する手数料率とさせていただきます。</p> <p>2. 転換社債型新株予約権付社債</p> <p>○手数料率 (税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">約定金額</th> <th style="text-align: center;">手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 万円以下</td> <td>約定金額×<u>1.1000%</u></td> </tr> <tr> <td>100 万円超 500 万円以下</td> <td>約定金額×<u>0.9900%+1,100 円</u></td> </tr> <tr> <td>500 万円超 1,000 万円以下</td> <td>約定金額×<u>0.7700%+12,100 円</u></td> </tr> <tr> <td>1,000 万円超 3,000 万円以下</td> <td>約定金額×<u>0.6050%+28,600 円</u></td> </tr> <tr> <td>3,000 万円超 5,000 万円以下</td> <td>約定金額×<u>0.4400%+78,100 円</u></td> </tr> <tr> <td>5,000 万円超 1 億円以下</td> <td>約定金額×<u>0.2750%+160,600 円</u></td> </tr> <tr> <td>1 億円超 10 億円以下</td> <td>約定金額×<u>0.2200%+215,600 円</u></td> </tr> <tr> <td>10 億円超</td> <td>約定金額×<u>0.1650%+765,600 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	約定金額	手数料率	50 万円以下	一律 <u>440 円</u>	50 万円超 500 万円以下	約定金額× <u>0.0880%</u>	500 万円超	一律 <u>4,400 円</u>	約定金額	手数料率	100 万円以下	約定金額× <u>1.1000%</u>	100 万円超 500 万円以下	約定金額× <u>0.9900%+1,100 円</u>	500 万円超 1,000 万円以下	約定金額× <u>0.7700%+12,100 円</u>	1,000 万円超 3,000 万円以下	約定金額× <u>0.6050%+28,600 円</u>	3,000 万円超 5,000 万円以下	約定金額× <u>0.4400%+78,100 円</u>	5,000 万円超 1 億円以下	約定金額× <u>0.2750%+160,600 円</u>	1 億円超 10 億円以下	約定金額× <u>0.2200%+215,600 円</u>	10 億円超	約定金額× <u>0.1650%+765,600 円</u>	<p>(2) 水戸ネットでのお取引</p> <p>○手数料率 (税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">約定金額</th> <th style="text-align: center;">手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 万円以下</td> <td>一律 <u>432 円</u></td> </tr> <tr> <td>50 万円超 500 万円以下</td> <td>約定金額×<u>0.0864%</u></td> </tr> <tr> <td>500 万円超</td> <td>一律 <u>4,320 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割引率の適用はありません。</li> <li>・最低手数料は <u>432 円</u> です。</li> <li>・精算金額が <u>432 円</u> に満たない売却注文については、不足金額をお支払いいただきます。</li> </ul> <p>※パソコンの故障等によりインターネット経由での売買ができない場合、電話でご注文をお受けします。なお、この場合の売買手数料は、前述 (1) ① b 「<u>専用フリーダイヤル経由で売買する場合</u>」に記載する手数料率とさせていただきます。</p> <p>2. 転換社債型新株予約権付社債</p> <p>○手数料率 (税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">約定金額</th> <th style="text-align: center;">手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 万円以下</td> <td>約定金額×<u>1.0800%</u></td> </tr> <tr> <td>100 万円超 500 万円以下</td> <td>約定金額×<u>0.9720%+1,080 円</u></td> </tr> <tr> <td>500 万円超 1,000 万円以下</td> <td>約定金額×<u>0.7560%+11,880 円</u></td> </tr> <tr> <td>1,000 万円超 3,000 万円以下</td> <td>約定金額×<u>0.5940%+28,080 円</u></td> </tr> <tr> <td>3,000 万円超 5,000 万円以下</td> <td>約定金額×<u>0.4320%+76,680 円</u></td> </tr> <tr> <td>5,000 万円超 1 億円以下</td> <td>約定金額×<u>0.2700%+157,680 円</u></td> </tr> <tr> <td>1 億円超 10 億円以下</td> <td>約定金額×<u>0.2160%+211,680 円</u></td> </tr> <tr> <td>10 億円超</td> <td>約定金額×<u>0.1620%+751,680 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	約定金額	手数料率	50 万円以下	一律 <u>432 円</u>	50 万円超 500 万円以下	約定金額× <u>0.0864%</u>	500 万円超	一律 <u>4,320 円</u>	約定金額	手数料率	100 万円以下	約定金額× <u>1.0800%</u>	100 万円超 500 万円以下	約定金額× <u>0.9720%+1,080 円</u>	500 万円超 1,000 万円以下	約定金額× <u>0.7560%+11,880 円</u>	1,000 万円超 3,000 万円以下	約定金額× <u>0.5940%+28,080 円</u>	3,000 万円超 5,000 万円以下	約定金額× <u>0.4320%+76,680 円</u>	5,000 万円超 1 億円以下	約定金額× <u>0.2700%+157,680 円</u>	1 億円超 10 億円以下	約定金額× <u>0.2160%+211,680 円</u>	10 億円超	約定金額× <u>0.1620%+751,680 円</u>
約定金額	手数料率																																																				
50 万円以下	一律 <u>440 円</u>																																																				
50 万円超 500 万円以下	約定金額× <u>0.0880%</u>																																																				
500 万円超	一律 <u>4,400 円</u>																																																				
約定金額	手数料率																																																				
100 万円以下	約定金額× <u>1.1000%</u>																																																				
100 万円超 500 万円以下	約定金額× <u>0.9900%+1,100 円</u>																																																				
500 万円超 1,000 万円以下	約定金額× <u>0.7700%+12,100 円</u>																																																				
1,000 万円超 3,000 万円以下	約定金額× <u>0.6050%+28,600 円</u>																																																				
3,000 万円超 5,000 万円以下	約定金額× <u>0.4400%+78,100 円</u>																																																				
5,000 万円超 1 億円以下	約定金額× <u>0.2750%+160,600 円</u>																																																				
1 億円超 10 億円以下	約定金額× <u>0.2200%+215,600 円</u>																																																				
10 億円超	約定金額× <u>0.1650%+765,600 円</u>																																																				
約定金額	手数料率																																																				
50 万円以下	一律 <u>432 円</u>																																																				
50 万円超 500 万円以下	約定金額× <u>0.0864%</u>																																																				
500 万円超	一律 <u>4,320 円</u>																																																				
約定金額	手数料率																																																				
100 万円以下	約定金額× <u>1.0800%</u>																																																				
100 万円超 500 万円以下	約定金額× <u>0.9720%+1,080 円</u>																																																				
500 万円超 1,000 万円以下	約定金額× <u>0.7560%+11,880 円</u>																																																				
1,000 万円超 3,000 万円以下	約定金額× <u>0.5940%+28,080 円</u>																																																				
3,000 万円超 5,000 万円以下	約定金額× <u>0.4320%+76,680 円</u>																																																				
5,000 万円超 1 億円以下	約定金額× <u>0.2700%+157,680 円</u>																																																				
1 億円超 10 億円以下	約定金額× <u>0.2160%+211,680 円</u>																																																				
10 億円超	約定金額× <u>0.1620%+751,680 円</u>																																																				

新 (変更後)

3. 外国株式等

(1) 現地委託取引

○手数料率 (税込)

海外精算代金 (円換算金額)	国内取次ぎ手数料率
100 万円以下	海外精算代金× <u>1.2650%</u>
100 万円超 300 万円以下	海外精算代金× <u>0.9350%</u> + <u>3,300 円</u>
300 万円超 500 万円以下	海外精算代金× <u>0.8800%</u> + <u>4,950 円</u>
500 万円超 1,000 万円以下	海外精算代金× <u>0.6600%</u> + <u>15,950 円</u>
1,000 万円超 3,000 万円以下	海外精算代金× <u>0.5500%</u> + <u>26,950 円</u>
3,000 万円超 5,000 万円以下	海外精算代金× <u>0.3300%</u> + <u>92,950 円</u>
5,000 万円超	<u>257,950 円</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・割引率の適用はありません。</li> <li>・最低手数料は <u>2,750 円</u> です。</li> </ul>	

(3) 外貨決済サービス

外貨決済サービスとは、外国株式の受渡時に日本円から直接米ドルへ転換させるサービスです。(米ドルから日本円への転換も可能となります。この場合、為替差損益(※)が発生する可能性があります。)

外国株式の受渡し精算について、お客さまから米ドル MMF を介した受渡しの指定がない限り、外貨決済サービスによる受渡で対応いたします。

※為替差損益に対する税金

為替差益は、雑所得として総合課税の対象となるため、確定申告が必要です。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者で、為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間 20 万円以下であれば確定申告は不要です。(複数の会社から給与を得ている等、一定の場合を除きます。)

また、為替差損は、他に雑所得(総合課税)がある場合、確定申告をすることにより、相殺することも可能です。詳しくは、税理士、税務署等の専門家へお問い合わせ下さい。

旧 (変更前)

3. 外国株式等

(1) 現地委託取引

○手数料率 (税込)

海外精算代金 (円換算金額)	国内取次ぎ手数料率
100 万円以下	海外精算代金× <u>1.2420%</u>
100 万円超 300 万円以下	海外精算代金× <u>0.9180%</u> + <u>3,240 円</u>
300 万円超 500 万円以下	海外精算代金× <u>0.8640%</u> + <u>4,860 円</u>
500 万円超 1,000 万円以下	海外精算代金× <u>0.6480%</u> + <u>15,660 円</u>
1,000 万円超 3,000 万円以下	海外精算代金× <u>0.5400%</u> + <u>26,460 円</u>
3,000 万円超 5,000 万円以下	海外精算代金× <u>0.3240%</u> + <u>91,260 円</u>
5,000 万円超	<u>253,260 円</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・割引率の適用はありません。</li> <li>・最低手数料は <u>2,700 円</u> です。</li> </ul>	

(新 設)

②金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>手数料など諸費用について</b></p> <p>・保管振替制度により、株券を他の金融商品取引業者へ移管する場合は、一般口座、特定口座ごとに1銘柄、1単元につき <u>1,100円</u> (税込)、1単元増すごとに <u>550円</u> (税込) の手数料を頂戴いたします。(1銘柄の上限は <u>6,600円</u> (税込) となります。)</p> <p>なお、単元未満株数は切り捨てて計算いたします。 また、1単元未満の場合、手数料は頂戴いたしません。</p>	<p><b>手数料など諸費用について</b></p> <p>・保管振替制度により、株券を他の金融商品取引業者へ移管する場合は、一般口座、特定口座ごとに1銘柄、1単元につき <u>1,080円</u> (税込)、1単元増すごとに <u>540円</u> (税込) の手数料を頂戴いたします。(1銘柄の上限は <u>6,480円</u> (税込) となります。)</p> <p>なお、単元未満株数は切り捨てて計算いたします。 また、1単元未満の場合、手数料は頂戴いたしません。</p>

(2)「契約締結前交付書面 (B)」の変更

・「信用取引の契約締結前交付書面」

(下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)	旧 (変更前)																																				
<p>別紙1 信用取引に係る手数料など諸費用一覧</p> <p>1. 売買手数料</p> <p>(1) 当社店舗 (水戸ネットを除く) でのお取引</p> <p>①手数料率 (税込)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">約定金額</th> <th style="text-align: center;">手数料率</th> <th style="text-align: center;">割引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以下</td> <td style="text-align: center;">約定金額×<u>1.2650%</u></td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">割引率 最大 15%</td> </tr> <tr> <td>100万円超 300万円以下</td> <td style="text-align: center;">約定金額×<u>0.9350%</u>+<u>3,300円</u></td> </tr> <tr> <td>300万円超 500万円以下</td> <td style="text-align: center;">約定金額×<u>0.8800%</u>+<u>4,950円</u></td> </tr> <tr> <td>500万円超 1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">約定金額×<u>0.6600%</u>+<u>15,950円</u></td> </tr> <tr> <td>1,000万円超 3,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">約定金額×<u>0.5500%</u>+<u>26,950円</u></td> </tr> <tr> <td>3,000万円超 5,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">約定金額×<u>0.3300%</u>+<u>92,950円</u></td> </tr> <tr> <td>5,000万円超</td> <td style="text-align: center;"><u>257,950円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>・最低手数料は <u>2,750円</u> です。(割引率最大 15%)</p>	約定金額	手数料率	割引	100万円以下	約定金額× <u>1.2650%</u>	割引率 最大 15%	100万円超 300万円以下	約定金額× <u>0.9350%</u> + <u>3,300円</u>	300万円超 500万円以下	約定金額× <u>0.8800%</u> + <u>4,950円</u>	500万円超 1,000万円以下	約定金額× <u>0.6600%</u> + <u>15,950円</u>	1,000万円超 3,000万円以下	約定金額× <u>0.5500%</u> + <u>26,950円</u>	3,000万円超 5,000万円以下	約定金額× <u>0.3300%</u> + <u>92,950円</u>	5,000万円超	<u>257,950円</u>	<p>別紙1 信用取引に係る手数料など諸費用一覧</p> <p>1. 売買手数料</p> <p>(1) 当社店舗 (水戸ネットを除く) でのお取引</p> <p>①手数料率 (税込)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">約定金額</th> <th style="text-align: center;">手数料率</th> <th style="text-align: center;">割引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以下</td> <td style="text-align: center;">約定金額×<u>1.2420%</u></td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">割引率 最大 15%</td> </tr> <tr> <td>100万円超 300万円以下</td> <td style="text-align: center;">約定金額×<u>0.9180%</u>+<u>3,240円</u></td> </tr> <tr> <td>300万円超 500万円以下</td> <td style="text-align: center;">約定金額×<u>0.8640%</u>+<u>4,860円</u></td> </tr> <tr> <td>500万円超 1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">約定金額×<u>0.6480%</u>+<u>15,660円</u></td> </tr> <tr> <td>1,000万円超 3,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">約定金額×<u>0.5400%</u>+<u>26,460円</u></td> </tr> <tr> <td>3,000万円超 5,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">約定金額×<u>0.3240%</u>+<u>91,260円</u></td> </tr> <tr> <td>5,000万円超</td> <td style="text-align: center;"><u>253,260円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>・最低手数料は <u>2,700円</u> です。(割引率最大 15%)</p>	約定金額	手数料率	割引	100万円以下	約定金額× <u>1.2420%</u>	割引率 最大 15%	100万円超 300万円以下	約定金額× <u>0.9180%</u> + <u>3,240円</u>	300万円超 500万円以下	約定金額× <u>0.8640%</u> + <u>4,860円</u>	500万円超 1,000万円以下	約定金額× <u>0.6480%</u> + <u>15,660円</u>	1,000万円超 3,000万円以下	約定金額× <u>0.5400%</u> + <u>26,460円</u>	3,000万円超 5,000万円以下	約定金額× <u>0.3240%</u> + <u>91,260円</u>	5,000万円超	<u>253,260円</u>
約定金額	手数料率	割引																																			
100万円以下	約定金額× <u>1.2650%</u>	割引率 最大 15%																																			
100万円超 300万円以下	約定金額× <u>0.9350%</u> + <u>3,300円</u>																																				
300万円超 500万円以下	約定金額× <u>0.8800%</u> + <u>4,950円</u>																																				
500万円超 1,000万円以下	約定金額× <u>0.6600%</u> + <u>15,950円</u>																																				
1,000万円超 3,000万円以下	約定金額× <u>0.5500%</u> + <u>26,950円</u>																																				
3,000万円超 5,000万円以下	約定金額× <u>0.3300%</u> + <u>92,950円</u>																																				
5,000万円超	<u>257,950円</u>																																				
約定金額	手数料率	割引																																			
100万円以下	約定金額× <u>1.2420%</u>	割引率 最大 15%																																			
100万円超 300万円以下	約定金額× <u>0.9180%</u> + <u>3,240円</u>																																				
300万円超 500万円以下	約定金額× <u>0.8640%</u> + <u>4,860円</u>																																				
500万円超 1,000万円以下	約定金額× <u>0.6480%</u> + <u>15,660円</u>																																				
1,000万円超 3,000万円以下	約定金額× <u>0.5400%</u> + <u>26,460円</u>																																				
3,000万円超 5,000万円以下	約定金額× <u>0.3240%</u> + <u>91,260円</u>																																				
5,000万円超	<u>253,260円</u>																																				

新 (変更後)

(2) 水戸ネットでのお取引

○手数料率 (税込)

約定金額	手数料率
50万円以下	一律 <u>440円</u>
50万円超 500万円以下	約定金額× <u>0.0880%</u>
500万円超	一律 <u>4,400円</u>

- ・割引率の適用はありません。
- ・最低手数料は 440円 です。

※パソコンの故障等によりインターネット経由での売買ができない場合、電話でご注文をお受けします。なお、この場合の売買手数料 (税込) は、以下のとおりとなります。

約定金額	手数料率
100万円以下	約定金額× <u>1.0120%</u>
100万円超 300万円以下	約定金額× <u>0.7480%+2,640円</u>
300万円超 500万円以下	約定金額× <u>0.7040%+3,960円</u>
500万円超 1,000万円以下	約定金額× <u>0.5280%+12,760円</u>
1,000万円超 3,000万円以下	約定金額× <u>0.4400%+21,560円</u>
3,000万円超 5,000万円以下	約定金額× <u>0.2640%+74,360円</u>
5,000万円超	<u>206,360円</u>

- ・割引率の適用はありません。
- ・最低手数料は 2,200円 です。

2. 諸費用

(1) 信用管理費

- ①制度信用取引による売付け約定または買付け約定が成立した日の1ヵ月の応答日を経過するごとに計算され、最高5ヵ月目の応答日まで計算されます。
- ②売付け株数または買付け株数1売買単位あたり 110円 (税込) の割合で徴収され、1ヵ月につき最低 110円 (税込)、上限 1,100円 (税込) となっております。
- ③お支払時期は返済約定の受渡日となります。

旧 (変更前)

(2) 水戸ネットでのお取引

○手数料率 (税込)

約定金額	手数料率
50万円以下	一律 <u>432円</u>
50万円超 500万円以下	約定金額× <u>0.0864%</u>
500万円超	一律 <u>4,320円</u>

- ・割引率の適用はありません。
- ・最低手数料は 432円 です。

※パソコンの故障等によりインターネット経由での売買ができない場合、電話でご注文をお受けします。なお、この場合の売買手数料 (税込) は、以下のとおりとなります。

約定金額	手数料率
100万円以下	約定金額× <u>0.9936%</u>
100万円超 300万円以下	約定金額× <u>0.7344%+2,592円</u>
300万円超 500万円以下	約定金額× <u>0.6912%+3,888円</u>
500万円超 1,000万円以下	約定金額× <u>0.5184%+12,528円</u>
1,000万円超 3,000万円以下	約定金額× <u>0.4320%+21,168円</u>
3,000万円超 5,000万円以下	約定金額× <u>0.2592%+73,008円</u>
5,000万円超	<u>202,608円</u>

- ・割引率の適用はありません。
- ・最低手数料は 2,160円 です。

2. 諸費用

(1) 信用管理費

- ①制度信用取引による売付け約定または買付け約定が成立した日の1ヵ月の応答日を経過するごとに計算され、最高5ヵ月目の応答日まで計算されます。
- ②売付け株数または買付け株数1売買単位あたり 108円 (税込) の割合で徴収され、1ヵ月につき最低 108円 (税込)、上限 1,080円 (税込) となっております。
- ③お支払時期は返済約定の受渡日となります。

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>(2) 権利処理手数料</p> <p>①制度信用取引による買付けにおいて、返済するまでの間に権利付最終売買日を経過した場合に権利処理手数料が発生いたします。</p> <p>②権利処理手数料は、建玉ごとに1売買単位あたり <u>55.0 円 (税込)</u> となっております。ただし、大幅な株式分割が行われた場合などで、証券金融会社により権利処理手数料の調整が行われた場合には、当該調整された料金となります。</p> <p>・<math>\text{権利処理手数料} = \text{買付け株数} \times \text{55.0 円 (税込)} \div \text{当該銘柄の売買単位株数}</math></p> <p>③お支払時期は返済約定の受渡日となります。</p>	<p>(2) 権利処理手数料</p> <p>①制度信用取引による買付けにおいて、返済するまでの間に権利付最終売買日を経過した場合に権利処理手数料が発生いたします。</p> <p>②権利処理手数料は、建玉ごとに1売買単位あたり <u>54.0 円 (税込)</u> となっております。ただし、大幅な株式分割が行われた場合などで、証券金融会社により権利処理手数料の調整が行われた場合には、当該調整された料金となります。</p> <p>・<math>\text{権利処理手数料} = \text{買付け株数} \times \text{54.0 円 (税込)} \div \text{当該銘柄の売買単位株数}</math></p> <p>③お支払時期は返済約定の受渡日となります。</p>

### (3) 「契約締結前交付書面 (C)」の変更

#### ① 「国債先物・オプション取引の契約締結前交付書面」

(下線部分に変更箇所です)

新 (変更後)	旧 (変更前)																																								
<p>別紙1 国債先物・オプション取引に係る手数料等について</p> <p>1. 取引手数料</p> <p>(1) 国債先物取引</p> <p>○手数料率 (税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>売買額面金額</th> <th>手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 億円以下</td> <td>売買額面金額 <math>\times</math> <u>0.0165%</u></td> </tr> <tr> <td>5 億円超 10 億円以下</td> <td>売買額面金額 <math>\times</math> <u>0.0110% + 27,500 円</u></td> </tr> <tr> <td>10 億円超 50 億円以下</td> <td>売買額面金額 <math>\times</math> <u>0.0055% + 82,500 円</u></td> </tr> <tr> <td>50 億円超</td> <td>売買額面金額 <math>\times</math> <u>0.00275% + 220,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 国債先物オプション取引</p> <p>○手数料率 (税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>約定金額</th> <th>手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 万円以下</td> <td>約定金額 <math>\times</math> <u>1.430%</u></td> </tr> <tr> <td>500 万円超 1,000 万円以下</td> <td>約定金額 <math>\times</math> <u>0.935% + 24,750 円</u></td> </tr> <tr> <td>1,000 万円超 5,000 万円以下</td> <td>約定金額 <math>\times</math> <u>0.495% + 68,750 円</u></td> </tr> <tr> <td>5,000 万円超</td> <td>約定金額 <math>\times</math> <u>0.275% + 178,750 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>・最低手数料は <u>2,750 円</u> です。</p>	売買額面金額	手数料率	5 億円以下	売買額面金額 $\times$ <u>0.0165%</u>	5 億円超 10 億円以下	売買額面金額 $\times$ <u>0.0110% + 27,500 円</u>	10 億円超 50 億円以下	売買額面金額 $\times$ <u>0.0055% + 82,500 円</u>	50 億円超	売買額面金額 $\times$ <u>0.00275% + 220,000 円</u>	約定金額	手数料率	500 万円以下	約定金額 $\times$ <u>1.430%</u>	500 万円超 1,000 万円以下	約定金額 $\times$ <u>0.935% + 24,750 円</u>	1,000 万円超 5,000 万円以下	約定金額 $\times$ <u>0.495% + 68,750 円</u>	5,000 万円超	約定金額 $\times$ <u>0.275% + 178,750 円</u>	<p>別紙1 国債先物・オプション取引に係る手数料等について</p> <p>1. 取引手数料</p> <p>(1) 国債先物取引</p> <p>○手数料率 (税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>売買額面金額</th> <th>手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 億円以下</td> <td>売買額面金額 <math>\times</math> <u>0.0162%</u></td> </tr> <tr> <td>5 億円超 10 億円以下</td> <td>売買額面金額 <math>\times</math> <u>0.0108% + 27,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>10 億円超 50 億円以下</td> <td>売買額面金額 <math>\times</math> <u>0.0054% + 81,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>50 億円超</td> <td>売買額面金額 <math>\times</math> <u>0.0027% + 216,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 国債先物オプション取引</p> <p>○手数料率 (税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>約定金額</th> <th>手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 万円以下</td> <td>約定金額 <math>\times</math> <u>1.404%</u></td> </tr> <tr> <td>500 万円超 1,000 万円以下</td> <td>約定金額 <math>\times</math> <u>0.918% + 24,300 円</u></td> </tr> <tr> <td>1,000 万円超 5,000 万円以下</td> <td>約定金額 <math>\times</math> <u>0.486% + 67,500 円</u></td> </tr> <tr> <td>5,000 万円超</td> <td>約定金額 <math>\times</math> <u>0.270% + 175,500 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>・最低手数料は <u>2,700 円</u> です。</p>	売買額面金額	手数料率	5 億円以下	売買額面金額 $\times$ <u>0.0162%</u>	5 億円超 10 億円以下	売買額面金額 $\times$ <u>0.0108% + 27,000 円</u>	10 億円超 50 億円以下	売買額面金額 $\times$ <u>0.0054% + 81,000 円</u>	50 億円超	売買額面金額 $\times$ <u>0.0027% + 216,000 円</u>	約定金額	手数料率	500 万円以下	約定金額 $\times$ <u>1.404%</u>	500 万円超 1,000 万円以下	約定金額 $\times$ <u>0.918% + 24,300 円</u>	1,000 万円超 5,000 万円以下	約定金額 $\times$ <u>0.486% + 67,500 円</u>	5,000 万円超	約定金額 $\times$ <u>0.270% + 175,500 円</u>
売買額面金額	手数料率																																								
5 億円以下	売買額面金額 $\times$ <u>0.0165%</u>																																								
5 億円超 10 億円以下	売買額面金額 $\times$ <u>0.0110% + 27,500 円</u>																																								
10 億円超 50 億円以下	売買額面金額 $\times$ <u>0.0055% + 82,500 円</u>																																								
50 億円超	売買額面金額 $\times$ <u>0.00275% + 220,000 円</u>																																								
約定金額	手数料率																																								
500 万円以下	約定金額 $\times$ <u>1.430%</u>																																								
500 万円超 1,000 万円以下	約定金額 $\times$ <u>0.935% + 24,750 円</u>																																								
1,000 万円超 5,000 万円以下	約定金額 $\times$ <u>0.495% + 68,750 円</u>																																								
5,000 万円超	約定金額 $\times$ <u>0.275% + 178,750 円</u>																																								
売買額面金額	手数料率																																								
5 億円以下	売買額面金額 $\times$ <u>0.0162%</u>																																								
5 億円超 10 億円以下	売買額面金額 $\times$ <u>0.0108% + 27,000 円</u>																																								
10 億円超 50 億円以下	売買額面金額 $\times$ <u>0.0054% + 81,000 円</u>																																								
50 億円超	売買額面金額 $\times$ <u>0.0027% + 216,000 円</u>																																								
約定金額	手数料率																																								
500 万円以下	約定金額 $\times$ <u>1.404%</u>																																								
500 万円超 1,000 万円以下	約定金額 $\times$ <u>0.918% + 24,300 円</u>																																								
1,000 万円超 5,000 万円以下	約定金額 $\times$ <u>0.486% + 67,500 円</u>																																								
5,000 万円超	約定金額 $\times$ <u>0.270% + 175,500 円</u>																																								



②「指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面」

(下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>○指数先物・オプション取引は、抽象的な指数を対象商品としたものであり、実際の受渡しが不可能なため、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、指数先物取引では、契約時の約定価格と最終清算数値（特別清算数値（SQ値））の差額を受払いすることで、指数オプション取引では、権利行使価格とオプション清算数値（特別清算数値（SQ値））<u>（削除）</u>の差額を受払いすることで、いずれも差金決済が行われます。</p> <p><b>指数オプション取引のリスクについて</b>  <b>&lt;指数オプションの売方特有のリスク&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。すなわち、売方は、権利行使の割当てを受けた際には、権利行使価格とオプション<u>（削除）</u>清算数値（特別清算数値（SQ値））<u>（削除）</u>の差額の支払いが必要となりますから、特に注意が必要です。</li> </ul> <p><b>指数先物取引及び指数オプション取引の仕組みについて</b>  <b>2. 指数オプション取引の仕組みについて</b>            指数オプション取引には、東証株価指数（TOPIX）オプション取引や日経平均株価指数オプション取引などがあり、商品ごとに金融商品取引所が定める規則に従って行います。  <u>（削除）</u></p> <p>○ <b>取引の方法</b>            (2) 取引の期限  <u>（削除）</u></p> <p>直近のそれぞれの限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しいそれぞれの限月取引が開始されます。  <u>（削除）</u></p>	<p>○ 指数先物・オプション取引は、抽象的な指数を対象商品としたものであり、実際の受渡しが不可能なため、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、指数先物取引では、契約時の約定価格と最終清算数値（特別清算数値（SQ値））の差額を受払いすることで、指数オプション取引では、権利行使価格とオプション清算数値（特別清算数値（SQ値））<u>又は権利行使日における対象指数の最終の数値</u>の差額を受払いすることで、いずれも差金決済が行われます。</p> <p><b>指数オプション取引のリスクについて</b>  <b>&lt;指数オプションの売方特有のリスク&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。すなわち、売方は、権利行使の割当てを受けた際には、権利行使価格とオプション<u>最終清算数値（特別清算数値（SQ値））又は権利行使日における対象指数の最終の数値</u>の差額の支払いが必要となりますから、特に注意が必要です。</li> </ul> <p><b>指数先物取引及び指数オプション取引の仕組みについて</b>  <b>2. 指数オプション取引の仕組みについて</b>            指数オプション取引には、東証株価指数（TOPIX）オプション取引や日経平均株価指数オプション取引などがあり、商品ごとに金融商品取引所が定める規則に従って行います。  <u>また、指数オプション取引には、通常限月取引及び週次設定限月取引と、権利行使日及び権利行使価格を柔軟に設定できるフレックス限月取引があります。なお、金融商品取引所が指定する対象指数に係るオプション取引については、フレックス限月取引のみが行われます。</u>  <u>フレックス限月取引における指数オプション取引の銘柄とは、対象指数、権利行使日、権利行使価格及びオプション清算数値の算出方法の種別を同一とする指数プットオプション及び指数コールオプションです。</u></p> <p>○ <b>取引の方法</b>            (2) 取引の期限  <u>次のa及びbに掲げる取引の期限</u>  <u>a 通常限月取引及び週次設定限月取引のとき</u>            直近のそれぞれの限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しいそれぞれの限月取引が開始されます。  <u>b フレックス限月取引のとき</u>  <u>フレックス限月取引における指数オプション取引は、取引参加者からの申請に基づき、5年先までの金融商品取引所が指定する日を取引最終日とする限月取引が行われます。</u></p>

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>○ 権利行使</p> <p>(1) 権利行使日 <u>(削除)</u></p> <p>指数オプション取引の権利行使日は、取引最終日の終了する日の翌日のみです。 <u>(削除)</u></p> <p>先物・オプション取引及びその委託に関する主要な用語</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証拠金 (しょうこきん)</li> <li>・ 建玉 (たてぎょく)</li> <li>・ 買戻し</li> <li>・ 転売</li> <li>・ 限月 (げんげつ)</li> </ul> <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オプション清算数値</li> </ul> <p>権利行使日における対象指数の各構成銘柄の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における売買立会の始めの約定値段 (取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、金融商品取引所が定める値段) に基づき算出した特別な指数 (特別清算数値 (SQ 値)) をいいます。 <u>(削除)</u></p>	<p>○ 権利行使</p> <p>(1) 権利行使日 <u>次の a 及び b に掲げる権利行使日</u></p> <p><u>a 通常限月取引及び週次設定限月取引のとき</u> 指数オプション取引の権利行使日は、取引最終日の終了する日の翌日のみです。</p> <p><u>b フレックス限月取引のとき</u> <u>フレックス限月取引における指数オプション取引のうち、特別清算数値 (SQ 値) による決済の権利行使日は、取引最終日の終了する日の翌日のみです。</u> <u>また、権利行使日における対象指数の最終の数値をオプション清算数値とする決済の権利行使日は、取引最終日の終了する日のみです。</u></p> <p>先物・オプション取引及びその委託に関する主要な用語</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証拠金 (しょうこきん)</li> <li>・ 建玉 (たてぎょく)</li> <li>・ 買戻し</li> <li>・ 転売</li> <li>・ 限月 (げんげつ)</li> <li>・ <u>フレックス限月 (げんげつ) 取引</u> <u>取引参加者の申請に基づいた権利行使日及び権利行使価格を柔軟に設定できる取引をいいます。</u></li> <li>・ オプション清算数値</li> </ul> <p>権利行使日における対象指数の各構成銘柄の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における売買立会の始めの約定値段 (取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、金融商品取引所が定める値段) に基づき算出した特別な指数 (特別清算数値 (SQ 値)) をいいます。 <u>ただし、フレックス限月取引において、各銘柄の設定時にあらかじめ清算数値を特別清算数値 (SQ 値) としないことを定めるものは、権利行使日における対象指数の最終の数値をいいます。</u></p>

新 (変更後)	旧 (変更前)																																
別紙1 指数先物・オプション取引に係る手数料等について	別紙1 指数先物・オプション取引に係る手数料等について																																
1. 取引手数料	1. 取引手数料																																
(1) 東証株価指数、日経平均株価指数先物取引	(1) 東証株価指数、日経平均株価指数先物取引																																
○手数料率 (税込)	○手数料率 (税込)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">約定金額</th> <th style="text-align: center;">手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円以下</td> <td>約定金額×<u>0.0880%</u></td> </tr> <tr> <td>1億円超 3億円以下</td> <td>約定金額×<u>0.0660%</u>+22,000円</td> </tr> <tr> <td>3億円超 5億円以下</td> <td>約定金額×<u>0.0440%</u>+88,000円</td> </tr> <tr> <td>5億円超 10億円以下</td> <td>約定金額×<u>0.0220%</u>+198,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>約定金額×<u>0.0110%</u>+308,000円</td> </tr> </tbody> </table>	約定金額	手数料率	1億円以下	約定金額× <u>0.0880%</u>	1億円超 3億円以下	約定金額× <u>0.0660%</u> +22,000円	3億円超 5億円以下	約定金額× <u>0.0440%</u> +88,000円	5億円超 10億円以下	約定金額× <u>0.0220%</u> +198,000円	10億円超	約定金額× <u>0.0110%</u> +308,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">約定金額</th> <th style="text-align: center;">手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円以下</td> <td>約定金額×<u>0.0864%</u></td> </tr> <tr> <td>1億円超 3億円以下</td> <td>約定金額×<u>0.0648%</u>+21,600円</td> </tr> <tr> <td>3億円超 5億円以下</td> <td>約定金額×<u>0.0432%</u>+86,400円</td> </tr> <tr> <td>5億円超 10億円以下</td> <td>約定金額×<u>0.0216%</u>+194,400円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>約定金額×<u>0.0108%</u>+302,400円</td> </tr> </tbody> </table>	約定金額	手数料率	1億円以下	約定金額× <u>0.0864%</u>	1億円超 3億円以下	約定金額× <u>0.0648%</u> +21,600円	3億円超 5億円以下	約定金額× <u>0.0432%</u> +86,400円	5億円超 10億円以下	約定金額× <u>0.0216%</u> +194,400円	10億円超	約定金額× <u>0.0108%</u> +302,400円								
約定金額	手数料率																																
1億円以下	約定金額× <u>0.0880%</u>																																
1億円超 3億円以下	約定金額× <u>0.0660%</u> +22,000円																																
3億円超 5億円以下	約定金額× <u>0.0440%</u> +88,000円																																
5億円超 10億円以下	約定金額× <u>0.0220%</u> +198,000円																																
10億円超	約定金額× <u>0.0110%</u> +308,000円																																
約定金額	手数料率																																
1億円以下	約定金額× <u>0.0864%</u>																																
1億円超 3億円以下	約定金額× <u>0.0648%</u> +21,600円																																
3億円超 5億円以下	約定金額× <u>0.0432%</u> +86,400円																																
5億円超 10億円以下	約定金額× <u>0.0216%</u> +194,400円																																
10億円超	約定金額× <u>0.0108%</u> +302,400円																																
(2) 東証株価指数オプション、日経平均株価指数オプション取引	(2) 東証株価指数オプション、日経平均株価指数オプション取引																																
○手数料率 (税込)	○手数料率 (税込)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">約定金額</th> <th style="text-align: center;">手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以下</td> <td>約定金額×<u>4.400%</u></td> </tr> <tr> <td>100万円超 300万円以下</td> <td>約定金額×<u>3.300%</u>+11,000円</td> </tr> <tr> <td>300万円超 500万円以下</td> <td>約定金額×<u>2.200%</u>+44,000円</td> </tr> <tr> <td>500万円超 1,000万円以下</td> <td>約定金額×<u>1.650%</u>+71,500円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超 3,000万円以下</td> <td>約定金額×<u>1.320%</u>+104,500円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円超 5,000万円以下</td> <td>約定金額×<u>0.990%</u>+203,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000万円超</td> <td>約定金額×<u>0.660%</u>+368,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・最低手数料は<u>2,750円</u>です。</p>	約定金額	手数料率	100万円以下	約定金額× <u>4.400%</u>	100万円超 300万円以下	約定金額× <u>3.300%</u> +11,000円	300万円超 500万円以下	約定金額× <u>2.200%</u> +44,000円	500万円超 1,000万円以下	約定金額× <u>1.650%</u> +71,500円	1,000万円超 3,000万円以下	約定金額× <u>1.320%</u> +104,500円	3,000万円超 5,000万円以下	約定金額× <u>0.990%</u> +203,500円	5,000万円超	約定金額× <u>0.660%</u> +368,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">約定金額</th> <th style="text-align: center;">手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以下</td> <td>約定金額×<u>4.320%</u></td> </tr> <tr> <td>100万円超 300万円以下</td> <td>約定金額×<u>3.240%</u>+10,800円</td> </tr> <tr> <td>300万円超 500万円以下</td> <td>約定金額×<u>2.160%</u>+43,200円</td> </tr> <tr> <td>500万円超 1,000万円以下</td> <td>約定金額×<u>1.620%</u>+70,200円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超 3,000万円以下</td> <td>約定金額×<u>1.296%</u>+102,600円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円超 5,000万円以下</td> <td>約定金額×<u>0.972%</u>+199,800円</td> </tr> <tr> <td>5,000万円超</td> <td>約定金額×<u>0.648%</u>+361,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・最低手数料は<u>2,700円</u>です。</p>	約定金額	手数料率	100万円以下	約定金額× <u>4.320%</u>	100万円超 300万円以下	約定金額× <u>3.240%</u> +10,800円	300万円超 500万円以下	約定金額× <u>2.160%</u> +43,200円	500万円超 1,000万円以下	約定金額× <u>1.620%</u> +70,200円	1,000万円超 3,000万円以下	約定金額× <u>1.296%</u> +102,600円	3,000万円超 5,000万円以下	約定金額× <u>0.972%</u> +199,800円	5,000万円超	約定金額× <u>0.648%</u> +361,800円
約定金額	手数料率																																
100万円以下	約定金額× <u>4.400%</u>																																
100万円超 300万円以下	約定金額× <u>3.300%</u> +11,000円																																
300万円超 500万円以下	約定金額× <u>2.200%</u> +44,000円																																
500万円超 1,000万円以下	約定金額× <u>1.650%</u> +71,500円																																
1,000万円超 3,000万円以下	約定金額× <u>1.320%</u> +104,500円																																
3,000万円超 5,000万円以下	約定金額× <u>0.990%</u> +203,500円																																
5,000万円超	約定金額× <u>0.660%</u> +368,500円																																
約定金額	手数料率																																
100万円以下	約定金額× <u>4.320%</u>																																
100万円超 300万円以下	約定金額× <u>3.240%</u> +10,800円																																
300万円超 500万円以下	約定金額× <u>2.160%</u> +43,200円																																
500万円超 1,000万円以下	約定金額× <u>1.620%</u> +70,200円																																
1,000万円超 3,000万円以下	約定金額× <u>1.296%</u> +102,600円																																
3,000万円超 5,000万円以下	約定金額× <u>0.972%</u> +199,800円																																
5,000万円超	約定金額× <u>0.648%</u> +361,800円																																

別紙1 有価証券オプションに係る手数料等について

1. 取引手数料

○手数料率 (税込)

約定金額	手数料率
10万円以下	約定金額×4.400%
10万円超 30万円以下	約定金額×3.300%+1,100円
30万円超 50万円以下	約定金額×2.200%+4,400円
50万円超 100万円以下	約定金額×1.650%+7,150円
100万円超 300万円以下	約定金額×1.320%+10,450円
300万円超 500万円以下	約定金額×0.990%+20,350円
500万円超	約定金額×0.660%+36,850円

・権利行使による決済は、上場株式の売買手数料率が適用されます。

別紙1 有価証券オプションに係る手数料等について

1. 取引手数料

○手数料率 (税込)

約定金額	手数料率
10万円以下	約定金額×4.320%
10万円超 30万円以下	約定金額×3.240%+1,080円
30万円超 50万円以下	約定金額×2.160%+4,320円
50万円超 100万円以下	約定金額×1.620%+7,020円
100万円超 300万円以下	約定金額×1.296%+10,260円
300万円超 500万円以下	約定金額×0.972%+19,980円
500万円超	約定金額×0.648%+36,180円

・権利行使による決済は、上場株式の売買手数料率が適用されます。

(5) 「目論見書補完書面 (投資信託)」の変更

① 「目論見書補完書面 (投資信託)」【日興公社債投信】

(下線部分に変更箇所です)

新 (変更後)		旧 (変更前)	
<p>手数料など諸費用について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申込時に直接ご負担いただく費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込手数料：ありません</li> </ul> </li> <li>●換金時に直接ご負担いただく費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・換金 (解約) 手数料：1万口につき <u>2円20銭</u>~110円 (税込) (税抜2円~100円)</li> </ul> </li> </ul> <p>※ただし、販売会社にやむを得ない事情があるとき (販売会社が委託会社に申し出た場合に限り) は、解約手数料を徴収しないことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●信託財産留保額                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ありません</li> </ul> </li> </ul> <p>※日興公社債投信に係る費用について投資信託説明書 (交付目論見書) をご覧下さい。</p>	<p>手数料など諸費用について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申込時に直接ご負担いただく費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込手数料：ありません</li> </ul> </li> <li>●換金時に直接ご負担いただく費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・換金 (解約) 手数料：1万口につき <u>2円16銭</u>~108円 (税込) (税抜2円~100円)</li> </ul> </li> </ul> <p>※ただし、販売会社にやむを得ない事情があるとき (販売会社が委託会社に申し出た場合に限り) は、解約手数料を徴収しないことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●信託財産留保額                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ありません</li> </ul> </li> </ul> <p>※日興公社債投信に係る費用について投資信託説明書 (交付目論見書) をご覧下さい。</p>

② 「目論見書補完書面（投資信託）」【三菱UFJ公社債投信】

(下線部分が変更箇所です)

新（変更後）		旧（変更前）	
<p>手数料など諸費用について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申込時に直接ご負担いただく費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込手数料：ありません</li> </ul> </li> <li>●換金（解約）時に直接ご負担いただく費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・解約手数料は1万口につき27円（税抜25円）です。ただし、1962年4月21日から2001年3月21日までに受益証券を取得した受益者が当該受益証券について解約請求したときは、1万口につき <u>110円</u>（税抜100円）です。</li> </ul> </li> <li>●信託財産留保額                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ありません</li> </ul> </li> </ul> <p>※三菱UFJ公社債投信に係る費用について投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。</p>	<p>手数料など諸費用について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申込時に直接ご負担いただく費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込手数料：ありません</li> </ul> </li> <li>●換金（解約）時に直接ご負担いただく費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・解約手数料は1万口につき27円（税抜25円）です。ただし、1962年4月21日から2001年3月21日までに受益証券を取得した受益者が当該受益証券について解約請求したときは、1万口につき <u>108円</u>（税抜100円）です。</li> </ul> </li> <li>●信託財産留保額                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ありません</li> </ul> </li> </ul> <p>※三菱UFJ公社債投信に係る費用について投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。</p>

③ 「目論見書補完書面（投資信託）」【オープン投信】【MITO 積立投信】

別紙1「取扱投資信託手数料率」に記載しております各投資信託の“上限手数料率（消費税込）”、“購入時手数料、手数料消費税の算出方法”、別紙2「投資信託の販売手数料に関するご説明」に記載しております“1年あたりのご負担率（税込）”について、新消費税率による表記に変更いたします。なお、「目論見書補完書面（投資信託）」【オープン投信】【MITO 積立投信】は、投資信託ご購入の際に、あらかじめお渡しいたします「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付いたしますので、ご確認ください。

## 2. 「約款・規定集」

### (1) 「外国証券取引口座約款」の変更

(下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>(受渡日等)</b>            第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。</p> <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客さまとの間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>3営業日目</u>とします。<u>(削除)</u></p>	<p><b>(受渡日等)</b>            第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。</p> <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客さまとの間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>4営業日目</u>とします。<u>(国内上場株式等の決済期間の短縮化 (T+2化) の実施日から3営業日目とします。)</u></p>

### (2) 「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」の変更

(下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>(非課税口座開設届出書等の提出)</b>            第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の一定の日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の1第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当社に非課税口座を開設しており、<u>2018年分</u>以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限り、）、「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」（既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して<u>租税特別措置法第37条の11の3第4項</u>に規定する署名用電子証明書等を送信し、または<u>租税特別措置法第18条の15の3第21項</u>において<u>準用する租税特別措置法第18条の12第3項</u>に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13<u>第24項</u>の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定<u>もしくは</u>累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また「非課税口座廃止通知書」が提出される場合におい</p>	<p><b>(非課税口座開設届出書等の提出)</b>            第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の一定の日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の1第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当社に非課税口座を開設しており、<u>平成30年分</u>以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限り、）、「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」（既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して<u>同法第37条の11の3第4項</u>に規定する署名用電子証明書等を送信し、または<u>租税特別措置法第18条の12第3項</u>に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13<u>第22項</u>の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃</p>

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>て、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>1 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>2 10月1日から12月31日までの間に受けた時 非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p><b>(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</b></p> <p>第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、「<u>(非課税口座) 継続適用届出書</u>」の提出をしたお客さまが出国をした日から「<u>(非課税口座) 帰国届出書</u>」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で1、2に掲げるものおよび租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。</p> <p><b>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</b></p> <p>第5条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）</u>に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り、「<u>(非課税口座) 継続適用届出書</u>」の提出をしたお客さまが出国をした日から「<u>(非課税口座) 帰国届出書</u>」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で1に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>1 (現行どおり)</p>	<p>止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>1 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に<u>同日</u>の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>2 10月1日から12月31日までの間に受けた時 非課税口座に<u>同日</u>の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p><b>(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</b></p> <p>第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。</p> <p><b>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</b></p> <p>第5条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>その証券投資信託</u>に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に<u>限ります。</u>)のみを受け入れます。</p> <p>1 (省 略)</p>

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p data-bbox="259 185 1137 244">2 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p> <p data-bbox="215 280 741 308"><b>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</b></p> <p data-bbox="199 314 452 341">第7条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="232 347 1137 821">2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p data-bbox="215 858 573 885"><b>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</b></p> <p data-bbox="199 892 452 919">第8条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="232 925 1137 1080">2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。<u>なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</u></p> <p data-bbox="215 1117 551 1144"><b>(累積投資勘定終了時の取扱い)</b></p> <p data-bbox="199 1150 1137 1241">第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p data-bbox="232 1248 1137 1402">2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に          応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。<u>なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</u></p>	<p data-bbox="1220 185 2098 244">2 租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p> <p data-bbox="1178 280 1704 308"><b>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</b></p> <p data-bbox="1162 314 1415 341">第7条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1196 347 2101 821">2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p data-bbox="1178 858 1536 885"><b>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</b></p> <p data-bbox="1196 892 1415 919">第8条 (省 略)</p> <p data-bbox="1220 925 2101 984">2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に          応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p data-bbox="1178 1117 1514 1144"><b>(累積投資勘定終了時の取扱い)</b></p> <p data-bbox="1162 1150 2101 1241">第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p data-bbox="1196 1248 2101 1307">2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に          応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p>



新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</b></p> <p>第9条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。<u>ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</u></p> <p>1～2 (現行どおり)</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)<u>には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</u></p> <p><b>(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</b></p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 お客さまが、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の一定の日までに、当社に対して「<u>非課税口座異動届出書</u>」をご提出いただく必要があります。</p> <p>(削 除)</p>	<p><b>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</b></p> <p>第9条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。</p> <p>1～2 (省 略)</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p><b>(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</b></p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2 お客さまが、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の一定の日までに、当社に対して「<u>金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)</u>」をご提出いただく必要があります。<u>この場合において、当社は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第25項の規定を適用します。</u></p> <p><b>(取得対価の額の合計額が120万円を超える場合の取扱い)</b></p> <p>第13条 お客さまが当社に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合には、次のいずれかにより取扱うものとします。</p> <p>1 <u>当該注文等により取得する証券投資信託については取得対価の額のうち、当該非課税管理勘定に係る取得対価の額の合計額が120万円に達するまでは</u></p>

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>(契約の解除)</p> <p><u>第13条</u> 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 お客さまから租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</li> <li>2 <u>租税特別措置法第37条の14第27項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第29項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5年経過する日の属する年の12月31日)</u></li> <li>3 <u>租税特別措置法第37条の14第27項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</u></li> <li>4 お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>(「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</u></li> <li>5 お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合当該非課税口座開設者が死亡した日</li> </ol> <p><u>第14条～15条</u> (現行どおり)</p>	<p><u>非課税口座に、120万円を超える部分は非課税口座以外の口座で受け入れさせていただきます。</u></p> <p><u>2 当該注文等により取得するその他の上場株式等の取得対価について、その全てを非課税口座以外の口座で取得したものとさせていただきます。</u></p> <p><u>2 第1項の規定は、第5条第1号に掲げる上場株式等においても同様とします。</u></p> <p>(契約の解除)</p> <p><u>第14条</u> 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 お客さまから租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 <u>(新 設)</u></li> <li>2 <u>租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</u></li> <li>3 お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</u></li> <li>4 お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合当該非課税口座開設者が死亡した日</li> </ol> <p><u>第15条～16条</u> (省 略)</p>

(3) 「最良執行方針」の変更

(下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</b></p> <p>当社においては、お客さまからいただいたご注文は、以下の方法で執行いたします。</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>当社においては、お客さまからいただいた上場株券等に係るご注文は、原則、国内の金融商品取引所市場に取次ぐこととし、私設取引システム (以下「PTS」という。) への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。</p> <p>① お客さまから委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受託した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。</p> <p>② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。</p> <p>(a) 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合 (単独上場) には、当該金融商品取引所市場へ取次ぎます。</p> <p>(b) 複数の金融商品取引所市場に上場 (重複上場) されている場合には、<u>当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として当社が選定した金融商品取引所 (削 除) に取次ぎます。</u></p> <p>なお、<u>選定基準は、当社ホームページ (<a href="https://www.mito.co.jp">https://www.mito.co.jp</a>) で掲載するほか、当社の本支店にお問合わせいただいたお客さまには、内容をお伝えいたします。</u></p> <p>(c) (現行通り)</p> <p>③ <u>期限を指定された注文をお受けしている期間中に、② (b) の金融商品取引所が変更された場合には原則として当初の受注時の金融商品取引所で執行を継続いたします。ただし、お客さまからのご指示があれば、変更後の金融商品取引所に取次ぐこととします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><b>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</b></p> <p>当社においては、お客さまからいただいたご注文は、以下の方法で執行いたします。</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>当社においては、お客さまからいただいた上場株券等に係るご注文は、原則、国内の金融商品取引所市場に取次ぐこととし、私設取引システム (以下「PTS」という。) への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。</p> <p>① お客さまから委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受託した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。</p> <p>② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。</p> <p>(a) 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合 (単独上場) には、当該金融商品取引所市場へ取次ぎます。</p> <p>(b) 複数の金融商品取引所市場に上場 (重複上場) されている場合には、<u>執行時点において、株式会社QUICKの情報端末 (以下「QUICK」という。) において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場 (以下「優先市場」という。) に取次ぎます。</u></p> <p>なお、<u>個別銘柄ごとの具体的な市場については、当社の本支店にお問合わせいただいたお客さまには、内容をお伝えいたします。</u></p> <p>(c) (省 略)</p> <p>③ <u>② (b) において、お客さまからの委託注文が、翌日以降の期限を指定したものであった場合、受託した当日において、QUICKにおける優先市場として表示されている金融商品取引所市場に期限到来まで取次ぐことと致します。(ご指定の期限が到来するまでの間にQUICKにおける優先市場が変更となった場合であっても、取次ぎ先の金融商品取引所市場の変更は行いません。)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上